

Title	日本銀行増資問題
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.1 (1910. 1) ,p.17- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100115-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本銀行増資問題

堀江 歸一

日本銀行株式の市價は近年永く六百圓臺に居据り、敢て著しき高低の變を示すことなかりしが、昨秋頃より遽に上進の傾を示し、始め六百數十圓に騰貴したるものが、七百圓臺より進んで八百圓臺と爲り、今日の勢を以てせんか或は千圓に達することなしとす可からず。日本銀行の配當は定例割賦と特別割賦とを合せて一年一割二分に居るを以て多年來の慣例とし、殆ど一箇不文の律令たるの觀あり。隨て今後日本銀行の利益に幾何の増加を見たりとするも、直に配當率の増加を望む可からず。否日本銀行の本質より考ふるときは、假令ひ利益多額に上ればとて、他の事業會社に於けるが如き、法外の高率に配當歩合を増加するを許す可きに非ず。假に一割二分の配當率に據り、一方に株式の時價八百圓に準じて、利廻を算出せ

んか、其割合は僅に三分の低率に止まるを見る可し。日本銀行株式如何に確實なりとするも、公債の利廻が尙ほ五分以上に當る今日、三分の利廻を示すに至ては、聊か低率に失するの感なしとす可からず。唯明治四十五年日本銀行營業期限満了の際には、其營業の繼續に關聯して積立金處分の問題を生ず可し。固より其大部分は營業繼續と共に引繼がる可き性質のものなれども、今日積立金の高は三千三百三十一萬餘圓の多きを數へ、資本金を超過すること三百三十一萬餘圓に上り、而して從來銀行の収益にして、當然株主に分配す可きものを、銀行營業の基礎を鞏固ならしむる爲めに、積立て置きたる性質を有する以上は、營業年限満了、新營業期開始を機會として、其一部を現在の株主に頒與するは當然の處置なりとす。故に日本銀行の營業年限にして満期に近づかんか、普通利廻の關係を離れ、利廻の割合以上、日本銀行株式の時價が騰貴するは、必然の勢なれども、營業満期は明治四十五年にして、今日より尙ほ二年の歲月を距てり。世間公衆が二年以後に起る可き事實を見越して、早くも昨年來日本銀行株式の時價に異常の騰貴を來したりと云ふが如き、事實に當れるの説とす可からず。

然らば昨年來日本銀行株式の時價が異常に騰貴したる原因は之を何に歸す可きか。我輩を以て見るに、近時世間に流布せらるゝ日本銀行増資論は即ち此事實を惹起したる最有力の原因なりと考ふるものなり。増資論者は如何なる程度まで日本銀行の資本金を増加せんとするものなるや之を知る可からずと雖も、程度の如何は立論の歸着點に深く關係する所なかる可し。又増資の場合に、假に獨逸帝國銀行が千八百九十九年より千九百四年に至る間に於て爲したるが如く、銀行自ら増資に對する株式に就て、相當の溢價を定め、其割合に據て公衆に株式を賣却し、溢價に對する増収入は其儘之を銀行の積立金に繰入るゝ方針を取るときは、増資の爲めに、特に現在の株主所有者が利益を得るとなきの道理なり。然れども日本銀行が増資を執行する場合には、思ふに此方法に出でざる可し。從來我國に行はるゝ慣例に従ひ、増資を行ふ當時の株主に對して、増資額に相當する新株式を分與し、株金を拂込ましむるの方法を取る可きが故に、増資の行はるゝ事實的確なるに隨ひ、現在株式は新株の分與を受るの特權を生ずるを以て、此特權に對して溢價を現し、利廻の割合以上に、時價の騰貴を來すに至る。而して日本銀行が増資を行ひ、

20 現在株主に新株式を分與し、其拂込を行はしむるや、必ず特殊の利益金を拂込金に繰替ふ可きを以て、現在株主の利益は此點より益々増加せざるを得ず。近來日本銀行株式の時價が暴騰し、今後尙ほ騰貴せんとして、あるは即ち近き將來に於ける増資の利益を見越したるものにして、此一事を外にして、他に株式時價の暴騰を説明する能はざるなり。

二

日本銀行増資の得失利害は姑く之を後節に譲り、我輩が第一に云はんとする所は、今日は増資を行ふの時機に非ざることを是れなり。蓋し銀行の増資は銀行組織の根本に關する問題なり。銀行營業上の信用は勿論、銀行収益の割合の如きも主として資本金の多寡に依て定まる。増資す可き適當の理由を備へんか、増資を行ふは固より可なりと雖も、其時機は大に之を選ばざる可からず。昨今經濟社會頗る平穩無事にして、加ふるに資金國內に充實せる時は、即ち經濟上より見て増資を行ふに適當の機會なるが如くなれども、日本銀行條例は明治四十五年を以て、期限満了するの定めにして、今日より起算して、有効期限は僅に二年餘の歲月を剩すに

過ぎず。現行の日本銀行條例には幾多の缺點あり、明治四十五年満期の日に至らば、兌換銀行券條例を始め二三の關係法規と共に、充分の修正を加へて、以て時勢の進運に伴はしめざる可からず。隨て此時に當ては、當然増資問題の發生を見る可く、他の諸問題と相繫聯して、以て其解決を期せざる可からず。斯る事情の下に居るに當り、他の諸問題に先ち、他の諸問題と分離して、獨り増資問題のみを決定せんとするが如き果して妥當の處置と云ふを得べきか。増資問題の解決獨り斯く急を要するが如きは、我輩の信ずる能はざる所なり。僅々二年後に當然起る可き問題を特に今日提唱して、以て其解決を求めんとす。財政當局者にして之を主張する者ならんか、殊更に一種の策略を弄して、經濟社會の人氣を旺盛ならしむるの譏を免かる可からず。日本銀行の株主自ら主張する者ならんには、増資問題を利用して、私利を謀るの疑を蒙らざるを得ざる可し。

21 元來日本銀行は明治十五年一千萬圓の資本金を以て設立せられ、明治二十年に二千萬圓に増資し、更に明治二十八年三千万圓に増資し、以て今日に至れるものなり。故に從來増資の時機を案すれば、殆ど不定にして、第一回の増資は創立後五年

に行ひ、第二回の増資は第一回の増資後八年に行ひ、第一回は一倍の増資を爲し、第二回は五割の増資を爲したり。唯増資を爲したる時の經濟状態を見るに、明治二十年は恰も五分以上利付公債の整理を了し、我國の經濟社會が最も順潮に居り、今後の發展期して待つ可き時なりしと共に、明治二十八年も亦日清戦争を終り、經濟社會の機運一新せんとするの時なりき。然らば我國の財政當局者は斯る時を選んで日本銀行増資を行ふものなるか。抑も亦斯る一時的事情に左右せられて中央銀行の資本金を動ずは至當の處置と見る可きや否や。明治二十年並に二十八年の増資は何れも日本銀行條例施行の半途に在り、容易に條例滿期の時を待つ能はざりしを以て、之を行ひたりとすれば、或は辯解の一材料とするを得べきも、今回の増資に至ては、到底同一の辭柄を用ふるを許す能はざるなり。

且つ増資論者は今回幾何の増資を爲さんことを主張するや、一の疑問なれども、假に五割増の増資に依て、日本銀行の資本金を四千五百萬圓とし、又一倍増の増資に依て、之を六千萬圓とし、而して一方に利益金繰替に依る株金の拂込を行ふ爲めに、其勘定に減額を來して、能く日本銀行をして從來と同様の利益を株主に頒與せ

しむるを得るや否や。日本銀行は有利特權を擁する特許銀行なり。特典殊に保證準備紙幣發行の特典を運用するに意を致さんか、今日より以上に銀行の収益を増加し、増資の後に於ても、其前に於けると同様の利益を株主に頒與するを得べしと雖も、尙ほ的確に之を行はんとするには、増資と相俟つて、保證準備制限の擴張を必要とす可し。日本銀行の當局者は必ず之を希望す可く、世間金融の業務に關係ある者亦之を要求す可しとすれば、増資問題と保證準備制限擴張問題とは兩々相關聯して離る可からざるものと云ふ可きか。假令ひ今回は獨り増資を行ふに止まるとするも其結果として保證準備制限の擴張を必要とするは勿論にして、前者は後者の先驅たりと見るを得べし。斯く關係の密接なる問題の一を取て、條例滿期二年を距つ今日に決定せんとするは、如何なる趣意に基くものなるか。我輩は増資と保證準備制限擴張と相關することの深きを考へ、益々兩者を擧げて、日本銀行條例滿期の際に決定するの必要を認むるものなり。

三

假に日本銀行の増資は時機の宜しきに適ひたりとして、之を行ふは果して必要

なりと云ふ可きか。我輩は今日の程度を超へて、日本銀行が増資を行ふを以て不必要なりと認め、隨て此不必要の事を行ふは、經濟社會全體の利害より着眼して、有害なりと信するものなり。

何を以て、我輩は日本銀行の増資を不必要なりとするか。此點を説明するには、一般銀行の資本金の性質に就て、確乎たる解釋を下さざる可からず。蓋し普通の商工其の他の事業に於ては、資本金は債務の償還に對する保證基金たると同時に、營業上に供用せらるゝ所多きに反し、銀行業に於ては、其資本金は債務償還に對する保證基金として、銀行の信用を維持するの具たるに止まり、其營業資金と爲るものに非ず。隨て銀行の營業資金として、貸付割引其他の業務に運用せらるゝは、銀行一般の信用に依て、世間公衆より吸收したる預金にして、營業の規模は一に預金の多寡に依て制限せらる可し。而して預金のものたる、銀行一般の信用に依て吸收せられ、假令ひ一銀行が多額の資本金を擁し、此點に於て他銀行を凌駕するとするも、其運用の道宜しきを失し、不確實なる方途に之を放下するが如きことあらんか、資本金の多額なる割合に充分の預金を吸收する能はざるに反し、資本金は少額

なりとするも、之を運用する方法を慎しむ、必要に應じて、債務償還の保證基金たる用を致さしむるを得んか、必ず公衆の信用を博し、多額の預金を吸收するを得べき道理なり。故に一般銀行業に於て、其經營上に最も重要な關係を有するは、資本金の大小に非ず、寧ろ資本金は之を債務償還の保證基金に充て、此以外に公衆より吸收したる預金の多寡こそ、即ち重要な關係あるものにして、而して其多寡は敢て資本金の大小に比例せず、銀行一般の信用に依て定まるものなり。

然らば銀行が其營業の規模を擴張する場合には、必ずしも資本金の増加を必要とせず、銀行一般の信用を増進して、以て預金の吸收を謀るを至當の手段なりとす可し。又既に資本金を以て、營業資金と認めず、單に債務償還の保證基金たるに止まらしむる以上は、資本金は必ずしも全額まで之を拂込ましむるを必要とせず。實際の拂込は全額の一部分例へば四分の一乃至二分の一とし、其殘額は之を未拂込の儘に置き、實際に債務償還の必要を生じ、現在の資力を以てしては、之に應ずるに足らざるときに、株主をして、殘額を拂込ましむることゝすれば、優に資本金をして保證基金たるの用を致さしむるを得べし。

以上普通銀行の資本金に就て論じたる所は直に之を移して、中央銀行に適用するを得るや否や。蓋し中央銀行が普通銀行と營業上の關係に於て異なる所を擧ぐれば、第一、中央銀行は一國紙幣發行權を獨占して、發行銀行たる業務を行ひ、且つ兌換制度の安全を維持するの任務を負ひ、第二、中央銀行は普通銀行の上に立ち、或は平時に於て諸銀行より準備金の預託を受けて、安全に之を保管し、或は恐慌其他の事變に際會して、普通銀行の資力を補助し、第三、中央銀行は國庫事務を處理し、又其豊富なる資力を以て、國家財政の要求に應ずるの諸點に外ならず。是等中央銀行の特色は果して普通銀行資本金に關する上記の原則に背馳し、中央銀行をして經濟社會の發達に伴つて、其資本金を増加するの理由たらしむるを得るや否や。

先づ第一の點より論ずるに、中央銀行が一國の紙幣發行權を獨占し、發行銀行たる地位を占むる場合には、法令を以て中央銀行の紙幣發行法を規定し、兌換制度の維持に遺漏する所なきを期するは最も必要の處置なり。而して紙幣發行法にして安全ならんには、如何なる金額まで紙幣を發行するも、其兌換に危険を生ずるの恐なきと同時に、發行法宜きを失せんには、中央銀行が如何程多額の資本金を有す

ればとて、兌換の維持は遂に之を期す可からざるなり。我國に於て保證準備の制限擴張と日本銀行増資とを相併行せしめんと主張する者あるは、果して如何なる趣意に基くものなるか。増資を行ひて、之に依て兌換制度を安全ならしめんとするが如きは、銀行通貨に關する初步の原理だも知らざる者の言なるのみ。假に我國に於て通貨に對する需要大に増加し、現在の保證準備制限一億二千萬圓を以てしては、通貨の伸縮意の如くなるを得ず、常に制限外發行を行はざる可からずとすれば、或は保證準備の制限擴張は時宜に適したる策ならんも亦知る可からず。然も此場合に、日本銀行が保證準備に供する有價證券並に商業手形の選擇を慎重にし、而して一方に通貨に對する眞實の需要あらんには、保證準備の制限擴張は毫も兌換の安全を傷くることなきに反し、通貨に對する需要の存在せざるに、保證準備制限を擴張せんか、其擴張せられたるだけ、正貨準備に依る紙幣の發行高に收縮を來し、紙幣發行高全體に對する正貨準備の割合を低減し、擴張の程度如何に依ては兌換制度の基礎を薄弱ならしむるは勿論、假令日本銀行が現在の保證準備制限の下に、紙幣を發行するも保證準備に供せらる有價證券並に商業手形の品質にし

て不良なるときは、金融上の變態に依て時に兌換の安全を傷けらるゝことなしとせず。而して是等の場合に際會して、日本銀行が現在に幾倍する資本金を有すればとて、決して此危機を救ふに足らず。發行銀行として中央銀行の地位を安全にし、其信用を維持するには、紙幣發行法をして其正しきに就かしむ可し。資本金増加を以て、之に應せしめんとするが如き、其目的に副はざると甚だ遠しと云ふ可し。

中央銀行の第二の特色は果して中央銀行増資の理由と爲るを得るや。中央銀行が全國銀行中の銀行たる地位を占め、全國銀行より準備金の預託を受け、全國の銀行準備金は盡く一中央銀行の手元に集中し來る場合には、中央銀行の信用は直に全國銀行の運命を左右するを以て、其の信用を鞏固ならしむるの必要あるは論を俟たずと雖も、然も増資に依て其手段に充てんとするは、決して當を得たりと云ふ可からず。中央銀行が全國銀行準備金の保管者たる場合に、最も緊切の問題を以て目す可きは中央銀行自身の有する支拂準備金と其負ふ所の債務との間に於ける高低の割合如何に在り。此割合が相當の率に居り、而して準備金以外に、何時にても之を補充するを得べき所謂流動資産 (Liquid Assets) を所有せんには、如何に

多額の債務を負ひ、又全國銀行の準備金を盡く中央銀行に集中せしめられたればとて、其信用に何等疑點を置くを要せざると同時に、此點に缺くる所あらんか、資本金の高額なるは深く依頼するに足らざるなり。而して實際問題として之を考ふるに、日本銀行の如く從來固く發行銀行たる領域を守り、預金銀行として何等爲す所なきものに於ては、預金銀行としての信用を確保する爲めに、増資を行ふの理由を生ぜざるなり。

又獨逸帝國銀行の如きは從來資本金増加の必要に接し、千八百七十五年創立當初の資本金は一億二千萬馬克なりしが、千八百九十九年の條例改正に際して、之を一億八千萬馬克としたり。然も其理由とする所は帝國銀行自ら發行銀行たり、預金銀行たる領域に安んぜず、更に進んで投機銀行の營業を行ひ、之に要する資金として資本金に依頼するが爲めに、時勢の進歩と共に、増資を必要とするものに外ならず。我國の日本銀行の如く、日本興業銀行、日本勸業銀行と相對し、三者鼎足の狀を以て金融の局に當るものに於ては、獨逸帝國銀行増資の理由の如きは、決して則る可からざるなり。

四

前論の如く中央銀行第一の特色は日本銀行増資の理由を支持するに足らず。第二の特色亦然りとすれば、日本銀行増資の理由は必ず第三の特色より来るものと認めざるを得ず。我輩も亦日本銀行増資の理由にして、果して存在するものならんには、財政上の理由に依て、始めて説明するを得ることを信するなり。日本銀行の公債所有高は財政上の關係に依て時に増減することなきを得ざれども、多くの場合に於て或る程度まで資本金を超過し、又資本金積立金を合算したるものより少なきに居るを常とす。日本銀行は資本金積立金を一般營業資金に供用せず、確實なる方法を以て、利殖を謀るの方針を取るものゝ如く、此點に關しては、獨逸帝國銀行と方針を異にし、寧ろ英蘭銀行、佛蘭西銀行の爲を學ぶものと見る可し。而して中央銀行として、安全確實なる利殖の道を求むる以上は、公債の購入を以て、適當となす可く、一方に公債の賣買に就ては、日本銀行は日本銀行條例の規定に従ひ、政府の許可を経ざる可からざるを以て、自然資本金並に積立金の大半は擧げて公債に投入せられ、又一旦日本銀行に購入せらるゝや、濫に賣却せらるゝことなきに

至る。假に今増資論者の主張する如く、日本銀行の資本金に五割の増加を行ひ、又は之を一倍し、積立金も亦此増額に匹敵するまで漸次増加し、而して此資本金積立金を以て、從來の方針の如く、公債を購入するものとすれば、其結果は果して如何。公債に對して一時數千萬圓の需要を増加するに於ては、自ら公債の時價を騰貴せしむるの一助と爲るは勿論、更に日本銀行が永く此公債を所有し、時價の上進に拘はらず、手元に保有するに於ては、公債價格の維持に資する所あるは論を俟たず。日本銀行増資にして利益ありとすれば、此一事あるのみ。隨て財政上の着眼點より、始上めて増資を是認するを得べしと雖も、然も一般財政策より打算し、又一般經濟の利害を顧慮し、斯る狹隘なる公債價格維持と云ふ見地より、増資を可とするや、遽に斷定を下す能はざるなり。

論じて茲に至れば、我輩は英蘭銀行増資の事歴を回想するを禁ずる能はざるものなり。本來英蘭銀行は千六百九十四年國家財政の急を救ふの目的を以て設立せられ、當時公衆より募集せられたる資本金百二十萬磅は其全額を擧げて國庫に貸與せられたるが、此一事は永く英蘭銀行の資本金に繫聯し、財政に窮乏を訴ふる

や、政府は英蘭銀行をして増資せしめ、増資に依りて銀行の資金を政府に貸與せしむるの方針に出でたり。増資を行ひたる時期並に増資額を擧ぐれば左の如し。

一六九四年	一、二〇〇、〇〇〇磅 (創立當時の資本金)
一六九七年	二、二〇一、一七一磅一〇志
一七〇九年	四、四〇二、三四三磅
一七四五年	一〇、七八〇、〇〇〇磅
一八一六年	一四、五五三、〇〇〇磅

右幾多の増資に關し、アンドレアード氏英蘭銀行史其他を參照するに、左の如き説明あり。

(一) 千六百九十七年の増資。下院は鹽稅の收入を擔保として、英蘭銀行より二百五十萬磅の借入を爲さんことを請求したるに、同行は鑄貨の不足を理由とし、斯る巨額の貸出に應ずる能はざることを陳述し、結局或る條件の下に増資を行ふことゝ爲れり。 *Andréades-History of the Bank of England. P. 111.*

(二) 千七百九年の増資。千七百八年政府は財政困難の狀況に陥り、收支相償はず。

内閣は英蘭銀行に助力を仰ぎ、其代償として特典の繼續を認め、百二十萬磅の借入金に對する利子を八分より六分に低減し、外に一年四千磅の手數料を交付し、更に銀行をして六分利付四十萬磅の貸出を爲さしめ、出納證券百七十七萬五千、二十七磅の引受を爲さしむる代りに、銀行資本金を二倍し、四百四十萬二千三百四十磅とすることを許可す。 *Andréades, P. 122.*

(三) 千七百四十五年の増資。是れ亦政府が外國との戦争其他の爲めに、財政に窮乏を告げたるに基く。 *Andréades, P. 151.*

(四) 千八百十六年の増資。政府に無利子にて二箇年間三百萬磅の貸出を爲す代償として増資の許可を得。 *Turner-Chronicles of the Bank of England P. 105.*

即ち英蘭銀行の増資は毎回政府より借入金之要求を受け、之に應ずるの必要に基けるものならざるはなし。英國政府が當時英蘭銀行を財政上に利用したるの一斑を窺知するに足る可し。而して千八百十六年最後の増資を行ひてより、今日に至るまで約一百年間英國經濟上の狀況は著しく進歩したるに拘はらず、英蘭銀行が一回も増資の擧に出でざるは何故なりや。曩に頻繁なる増資を行

34
ひながら、最近一百年間全く増資を行はざる二箇の事實を對照するとき、自ら中央銀行増資の價值如何を測定するに難しとせず。日本銀行たるもの百年前に英蘭銀行の爲したる所を學びて可なるの理あらんや。

労働者の組織

氣 賀 勘 重

一、
労働者保護を目的とせる工場法案なるもの曩日公表せられて近く帝國議會の議に附せられんとす。而して世間の之に對する批評は區々たるが中にも、一般に之が必要を認むるものゝ如し。法案の内容を観れば單に婦女及び年少者の労働時間限定を主眼とせるものにして、労働者に對する立法的保護の初步の一階段に過ぎずと雖も、兎に角労働者の地位進捗の必要の廣く一般に認めらるゝに至れるの徴證として吾人は之を慶するに躊躇せず。然りと雖も労働者保護の眼目たる國民衛生の上より之を観るも將た又労働者自身の直接の利益より之を観るも婦女及び年少労働者の保護は未だ以て充分の策と云ふを得ず。壯年労働者の保護理想的なる工場法の制定も亦未だ以て充分と爲すを得ず。眞に労働者の地位を